

介護老人保健施設 さわやかリバーサイドビル【短期入所療養介護】

利用料金（令和6年4月1日改定）

※(1)(2)については、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額が負担額となります。

(1)介護サービス費

※利用料金は1単位につき10.14円で算定します。

	①多床室(2~4人部屋)			②従来型個室(1人部屋)		
	1日の利用単位数			1日の利用単位数		
要介護度	在宅強化型	基本型	その他	在宅強化型	基本型	その他
要支援1	672	613	601	632	579	566
要支援2	834	774	758	778	726	711
要介護1	902	830	813	819	753	738
要介護2	979	880	863	893	801	784
要介護3	1,044	944	925	958	864	848
要介護4	1,102	997	977	1,017	918	901
要介護5	1,161	1,052	1,031	1,074	971	953

※10項目(在宅復帰率、ベッド回転率、入所・退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハビリ専門職・支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引・経管栄養の実施割合)の状況に応じて算定。条件により上記に在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1日51(単位))が加算されます。

(2)加算される料金

○**夜勤職員配置加算**・・・夜勤を行う介護・看護職員が基準を上回って配置されている場合1日24(単位)加算されます。

○**個別リハビリテーション実施加算**・・・共同で計画を作成し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合1日240(単位)加算されます。

○**重度療養管理加算**・・・要介護4又は5であって、経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養など手厚い医療が必要な利用者に療養上必要な処置を行った場合1日120(単位)加算されます。

○**送迎加算**・・・利用者の送迎を行う場合、片道184(単位)加算されます。

○**口腔連携強化加算**・・・施設と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価を実施し、その結果を歯科医療機関および介護支援専門員に対し情報提供した場合1回50(単位)加算されます。

○**療養食加算**・・・医師の指示箋により糖尿食や腎臓食などの特別な食事を提供した場合1日3回に限って1回8(単位)加算されます。

○**緊急時施設療養費**・・・利用者の病状が重篤となり緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合1日518(単位)加算されます。

○**生産性向上推進体制加算**・・・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を委員会を開催する等した上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年に1回以上取組による効果を示すデータを厚生労働大臣に提出している場合1月に1回10(単位)算定します。さらに、業務改善による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数台導入するなどしている場合1月に1回100(単位)算定されます。

○サービス提供体制強化加算・・介護福祉士の占める割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上である場合1日22（単位）加算されます。介護福祉士の占める割合が60%以上である場合1日18（単位）加算されます。介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤職員の占める割合が75%以上、または勤続7年以上の占める割合が30%以上である場合1日6（単位）加算されます。

○介護職員処遇改善加算・・基本サービス費に各種加算減算した単位の1000分の39に相当する単位
※令和6年6月1日以降は1000分の75に相当する単位

○介護職員等特定処遇改善加算・・基本サービス費に各種加算減算した単位の1000分の21に相当する単位 ※令和6年6月1日以降は算定しない

○介護職員等ベースアップ等支援加算・・基本サービス費に各種加算減算した単位の1000分の8に相当する単位 ※令和6年6月1日以降は算定しない

(3) 居住費 利用される部屋によって利用料金が違います。 ※令和6年8月1日以降は()内の金額

	①多床室(2~4人部屋)		②従来型個室(1人部屋)		認定要件(※いずれも世帯全員が非課税であることが前提)	
	1日の料金	1ヶ月料金(30日)	1日の料金	1ヶ月料金(30日)	公的年金等収入金額+その他の合計所得金額	預貯金額
標準費用額	377円 (437円)	11,310円 (13,110円)	1,668円 (1,728円)	50,040円 (51,840円)		
第1段階	0円	0円	490円 (550円)	14,700円 (16,500円)	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	※令和6年6月1日以降 (単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下)
第2段階	370円 (430円)	11,100円 (12,900円)	490円 (550円)	14,700円 (16,500円)	年間80万円以下	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	370円 (430円)	11,100円 (12,900円)	1,310円 (1,370円)	39,300円 (41,100円)	年間80万円超 120万円以下	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②					年間120万円超	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

※介護保険負担限度認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている額が上限となります。

(4) 食費 (食材料費+調理費)

	1日の料金	1ヶ月料金(30日)
標準費用額	1,445円	43,350円
内訳	朝食 345円 昼食 600円 夕食 500円	
第1段階	300円	9,000円
第2段階	600円	18,000円
第3段階①	1,000円	30,000円
第3段階②	1,300円	39,000円

※介護保険負担限度認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている額が上限となります。

(5) その他のサービス

種類	利用料金
洗濯代	施設にて洗濯を希望される場合は、1日100円徴収します。
電気使用料	居室へ個人の電化製品を持ち込みされた場合、1コンセント1日50円徴収します。
理美容	実費徴収します。料金は業者の定める金額となります。
施設が別に定めるレクリエーション行事等	参加費・材料費等を徴収する場合があります。